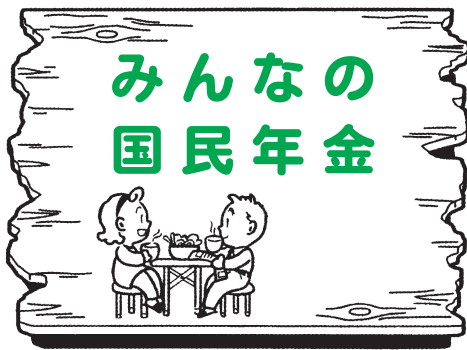




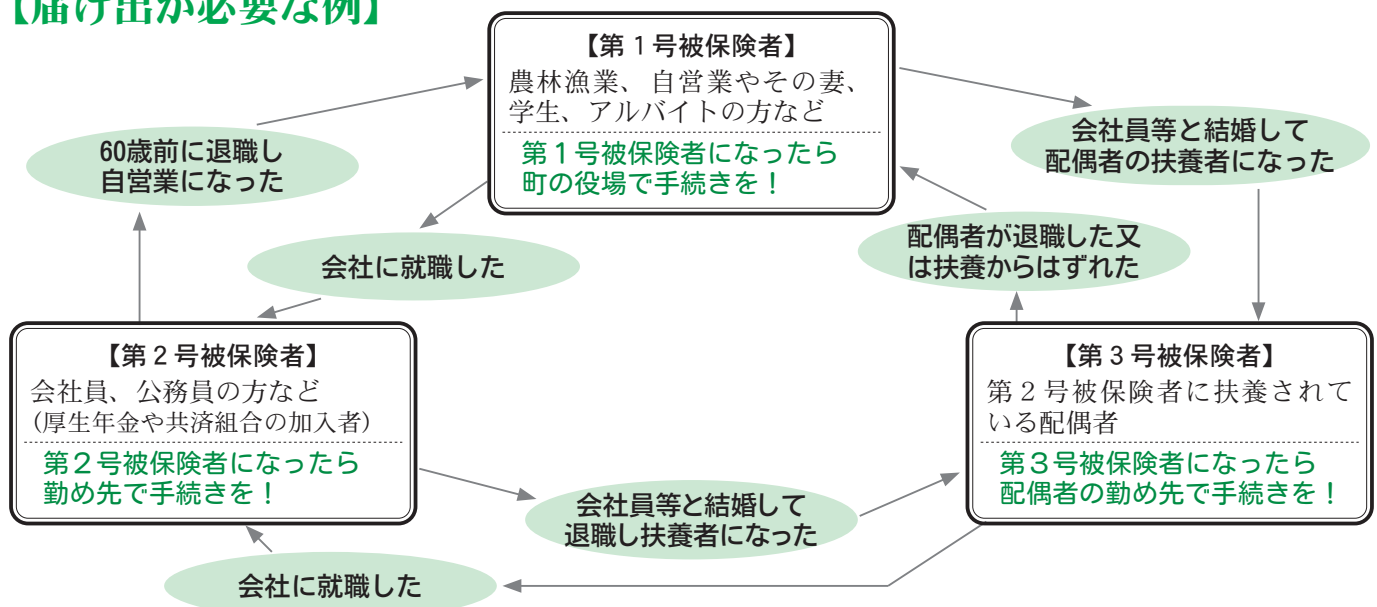
届出 忘れていませんか？

届け出を忘れていると、その間は
保険料の未納期間となってしまいます

20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金加入者です。国民年金は3つの種別に分かれていて、転職・退職・結婚などにより加入の種別が変わった場合は、そのつど手続きが必要です。

未納期間になると、年金を受けられなくなったり、減額されたりしますので忘れずに手続きしましょう！

【届け出が必要な例】



このような異動があったときには、忘れずに届け出をしましょう！

～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！ ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)
函館年金事務所国民年金課 (☎0138-56-1165)



社団法人全日本不動産協会 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
不動産のことならお任せください！

(有料広告)